

(請求人様)

名古屋市監査委員	中 川 貴 元
同	小 川 としゆき
同	黒 川 和 博
同	橋 本 博 孔

名古屋市職員措置請求について (通知)

平成 28 年 12 月 27 日に提出された名古屋市職員措置請求 (以下「住民監査請求」という。) について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

本件住民監査請求は、地方自治法第 242 条第 1 項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

本件住民監査請求は、「土地改良区における「人・農地プラン」作成のための地域の話し合いのご案内」に記載された電話番号が誤って記載されていたことに関し、その訂正文を平成 28 年 11 月 22 日付けで緑政土木局都市農業課が速達で 1,299 通郵送しているところ、上司である都市農業課の課長職と係長職は、電話番号が誤記載された文書を閲覧しているはずであり、その訂正文の郵送に係る費用 470,238 円の支出は不当だと思いと主張し、この費用の返還を求めるものである。

ところで、住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合などに、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止するための措置を請求することができる制度である。

住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、違法又は不当な財務会計上の行為等の事実を証する書面を添付しなければならないとされており、その対象とする財務会計上の行為等を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的、具体的に摘示しなければならないとされている。また、財務会計上の

行為が法令に違反している等の違法性又は不当性について具体的に摘示していなければならないとされている。

請求人は、上司である都市農業課の課長職と係長職は電話番号が誤記載された文書を閲覧しているはずであり、その訂正文の郵送に係る費用の支出は不当だと主張しているが、請求人の主張は、郵便料金の支出という財務会計上の行為に係る違法性又は不当性を具体的に摘示しているとは言えない。

よって、本件は、地方自治法第 242 条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局特別監査室)